

「お皿やこけし、靴を買い取ります」と電話勧誘があり、来てもらった。

査定結果を待つ間に、「記念硬貨や指輪を見せて」と言われたので気軽に見せた。指輪も査定され契約書を出され、断われなくなってしまった。

大事な指輪を取り戻したいが、どうすればよいか。



消費者庁イラスト集より

強引な訪問購入事業者にご注意！

ここが重要ベニ！！



●売却した場合には、必ず契約書を受け取りましょう。契約書を受取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。クーリング・オフ期間中は、訪問購入事業者に対して物品の引渡しを拒否できます。

●買取り依頼していないものに対する勧誘は禁止されています。「貴金属やブランド品などを、むやみに見せない、触らせない」ことが大切です。勧誘されてもきっぱり断りましょう。

●訪問購入事業者は、最初に電話で勧誘してから、来訪します。法律により勧誘や来訪を求めている者への勧誘行為は禁止されています。来訪を希望しない場合ははっきり断りましょう。

●不安を感じたり対処に困った場合には、ひとりで悩まずに消費生活センターへご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン **188**